

平成 30 年度

運輸安全マネジメントの取組み

WILLER EXPRESS 株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針



安全方針

WILLER EXPRESS は「輸送の安全確保が当社の最重要な社会的使命」であることを深く認識し、社長自ら主導的にその周知徹底に努め、全員参加の下、安全面におけるリーディングカンパニーとなることを目指します。

1. 安全の要である乗務員、整備員と共に、全社員で、より高い安全品質を作りこみます。
2. 社員一人一人が、安全を自らの使命として、常にその改善・向上を図り、日々の安全基本動作を徹底します。
3. 事故等不安全事例を広く共有し、原因及び対策の見える化を実現します。
4. 安全に関わる情報を広く公開し、お客様目線での安全を社内教育の柱とします。
5. 安全の追求こそが WILLER EXPRESS の最大のサービスであり、ブランドであると約束します。

2. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取組みを重点施策とする。

1. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、輸送の安全を確保する上で必要な次に掲げる事項に関し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。
 - (1) 輸送に従事する社員の確保
 - (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - (4) 事故等への対応
 - (5) 事故等の再発防止措置及び予防措置
2. 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実施する。

具体的な取組み事項

- (1) 安全基本動作の徹底実施
- (2) 後退時の安全操作ルールの徹底実施
- (3) IT, IoT 技術を活用した運行管理者による安全取組み徹底実施
- (4) 指導監督に関する有効性検証と改善追究
- (5) 健康マネジメントの実行と改善増進
- (6) 迅速な報告と情報教育

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1)平成 29 年度に設定した目標及び達成状況

重点目標	実績	評価
死傷事故ゼロ	ゼロ	達成
追求目標	実績	評価
有責事故 10 万 km あたり 0.10	有責事故 10 万 km あたり 0.13	未達

(2)平成 30 年度に設定する目標:「重点目標:死傷事故ゼロ」

追求目標	
有責事故	10 万 km あたり 0.10 以下
故障	故障 50%減
接客	お客様の声バリュースコア 0.1pt.上昇

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

内容	件数
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	34

5. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別添「安全管理規程」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1)平成 29 年度実施状況

名称	実施頻度	備考
初任運転者研修	随時	新人乗務員を対象とした座学と技能の基礎教育
乗務研修	随時	既存乗務員を対象としたフォローアップのための技能教習
特別研修	随時	事故惹起者・不適合事案惹起者を対象とした再教育
月間教育	月 1	指導監督の指針に従った教育

外部研修	不定期	自動車学校様やバスメーカー様にて安全運転についての診断と実技研修
------	-----	----------------------------------

(2)平成 30 年度実施予定

名称	実施頻度	備考
グループ合同 運行管理者研修会	月 2	運行管理者を対象とした求められる知識とスキル獲得のための教育
グループ合同 接客接客研修会	年 4	既存乗務員を対象とした高品質な接客・接客教育
グループ合同 初任運転者研修	年 4	新人乗務員を対象とした座学と技能の基礎教育
乗務研修	随時	既存乗務員を対象としたフォローアップのための技能教習
月間教育	月 1	指導監督の指針に従った教育
外部研修	不定期	自動車学校様やバスメーカー様にて安全運転についての診断と実技研修

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

監査結果(今後の課題)	措置内容(対応策)
ヒヤリ・ハット情報が効果的に集まるようなくみを作ること	<ul style="list-style-type: none"> アラート鳴動による情報を運行管理者が記録する 積極的に報告する乗務員に対して褒賞を実施する
指導者、運行管理者に対して教育を施すこと	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理者に安マネを始めとするセミナー等に積極的に参加させる 社内研修会を開催し、業務品質の向上を目指す 指導者会議を通じ、教育手法の共有と水平展開を行い、有効性を相互に検証する

9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

取締役運輸本部長 柳原 昭仁

10. 処分内容、講じた措置等

平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの期間、行政処分は受けておりません。

以上